

令和 8 (2026) 年度東京大学大学院新領域創成科学研究科  
大学院外国人研究生出願要項  
(令和 8 (2026) 年 10 月入学者用)

大学院外国人研究生制度とは、外国籍を有し、本研究科において特定の研究テーマについて指導教員のもとで研究しようとする者のための制度である。この制度で単位や学位は得られない。

### 1. 出願資格

次の全てに該当する者。

- (1) 外国籍を有する者
- (2) 原則として、外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者（学士号取得者）、又は 2026 年 9 月 30 日までに卒業（学士号取得）見込みの者

### 2. 出願者情報登録期間及び出願期間

| ① 出願者情報登録期間                                   | ② 出願（アップロード）期間                                    |
|---|---|
| 2026 年 4 月 1 日（水）～<br>2026 年 5 月 7 日（木）（日本時間） | 2026 年 4 月 1 日（水）～<br>2026 年 5 月 8 日（金）17 時（日本時間） |

※出願期間を過ぎた場合は受け付けない。

### 3. 出願手続

#### (1) 出願方法

以下の①～④の手順で出願すること。

- ① 入学後に指導を希望する教員から受入の内諾を得ること。ただし、この内諾は入学を保証するものではない。
- ② オンラインで検定料を支払うこと。(9,800 円)
- ③ オンライン登録フォームより 2. ①出願者情報登録期間 (2026 年 4 月 1 日～2026 年 5 月 7 日)に出願者情報の登録を行うこと。  
(2) の提出書類アップロード用 URL は、順次、E-mail にて送付します。  
オンライン登録フォームは本研究科ウェブページから確認すること。  
(本研究科ウェブページ：[https://www.k.u-tokyo.ac.jp/exam/apr\\_sch/foreign\\_research\\_students/index.html](https://www.k.u-tokyo.ac.jp/exam/apr_sch/foreign_research_students/index.html))
- ④ 2. ②出願期間 (2026 年 4 月 1 日～2026 年 5 月 8 日)にメールで指定された URL に (2) の提出書類をアップロードすること。

#### (2) 提出書類

②を除き、書類は全て PDF 形式で提出してください。②は JPEG ファイルで提出してください。

日本語又は英語以外で書かれた証明書や書類にはすべて日本語訳又は英語訳を貼付してください。

| No. | 書類等                             | 提出者 | 提出方法   | 備考  |
|-----|---------------------------------|-----|--------|---|
| ①   | 大学院外国人研究生<br>入学願書<br>(本研究科所定様式) | 全員  | アップロード | 署名（自署）と提出日を記入すること。<br>所定欄に②の顔写真データを貼付すること。  |
| ②   | 写真ファイル                          | 全員  | アップロード | 上半身脱帽、正面向き、無背景、カラー、jpeg 形式、<br>サイズ：縦 308 ピクセル×横 236 ピクセル、最大<br>1MB まで、出願前 3 ヶ月以内に単身で撮影した鮮明<br>なもの。<br>なお、顔写真データは研究生証を作成する際にも使用<br>する。 |
| ③   | 研究課題と構想の大<br>要<br>(本研究科所定様式)    | 全員  | アップロード |   |

|   |                                     |       |                              |   |
|---|-------------------------------------|-------|------------------------------|---|
|   | 式)                                  |       |                              |   |
| ④ | 留学計画書<br>(本研究科所定様式)                 | 全員    | アップロード                       |   |
| ⑤ | 出身大学の卒業証明書・学位授与証明書<br>(大学発行の公式証明書)  | 全員    | アップロード                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位が明記されていること。</li> <li>・出身大学で証明書を発行しない場合は、学位記のコピーに大学の公印を押したものを提出可。</li> <li>・出願時点で大学に在籍中の者は、卒業証明書の代わりに「卒業見込証明書」又は「在学証明書」を提出すること。</li> <li>・<u>入学手続き時に原本（紙媒体）を提出すること。</u></li> </ul>   |
| ⑥ | 出身大学院の修了証明書・学位授与証明書<br>(大学発行の公式証明書) | 該当者のみ | アップロード                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位が明記されていること。</li> <li>・出身大学院で証明書を発行しない場合は、学位記のコピーに大学の公印を押したものを提出可。</li> <li>・出願時点で大学院に在籍中の者は、修了証明書の代わりに「修了見込証明書」又は「在学証明書」を提出すること。</li> <li>・<u>入学手続き時に原本（紙媒体）を提出すること。</u></li> </ul> |
| ⑦ | 出身大学の成績証明書<br>(大学発行の公式証明書)          | 全員    | アップロード                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学歴欄に記入した全ての大学における成績を確認できる証明書を提出すること。</li> <li>・出身大学で証明書を発行しない場合は、原本のコピーに大学の公印を押したものを提出可。</li> <li>・<u>入学手続き時に原本（紙媒体）を提出すること。</u></li> </ul>   |
| ⑧ | 出身大学院の成績証明書<br>(大学発行の公式証明書)         | 該当者のみ | アップロード                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学歴欄に記入した全ての大学院における成績を確認できる証明書を提出すること。</li> <li>・出身大学で証明書を発行しない場合は、原本のコピーに大学の公印を押したものを提出可。</li> <li>・<u>入学手続き時に原本（紙媒体）を提出すること。</u></li> </ul>  |
| ⑨ | 検定料(9,800円)の納付が確認できる書類              | 全員    | アップロード                       | 検定料支払完了時に表示される支払完了画面のスクリーンショット  |
| ⑩ | 入学後、指導を希望する教員の意見書<br>(本研究科所定様式)     | 全員    | 教員から直接、新領域創成科学研究科教務チームへ提出する。 |   |

### (3) 出願書類の提出方法

出願方法の④のとおり、メールで指定された URL に書類の電子ファイルをアップロードすること。

## 4. 検定料

検定料：9,800円

支払方法：下記を参照の上、クレジットカードで支払い、支払完了画面をプリントアウトしたものをアップロードすること。振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となるので留意すること。

## 5. 選考方法

当該専攻会議において審査の上、本研究科教育会議の議を経て、決定する。

## 6. 入学時期

2026年10月1日

## 7. 在学期間

2026年10月1日～2027年9月30日

ただし、研究を継続したい場合、在学期間の延長を研究科長に願い出ることができる。その場合、研究事項は同じもの限り、在学期間は通算3年を限度とする（9(3)参照）。

## 8. 入学許可、及び入学手続き

選考の結果は、2026年6月末頃に、本人宛にE-mailにて通知する。

入学を許可された者は、指定期日までに入学料、及び授業料を納付の上、新領域創成科学研究科教務チームで所定の手続きを行うこと。渡日にかかる手続き等（パスポート、ビザの取得など）は各自で準備すること。

<2026年度大学院外国人研究生授業料等（予定）>

①入学料 84,600円

②授業料 年額：346,800円（6ヶ月分：173,400円）

※上記納付金額は予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には改定時から新たな納付金額が適用される。授業料納付の詳細については合格後に指示する。

## 9. 注意事項

- (1) 研究生として「留学」の在留資格で活動可能な期間は、他大学での研究生在学期間を含め特段の事情がある場合を除き「最長2年」までとなるので、出願前に十分確認すること。
- (2) 提出された書類および検定料は、いかなる事情があっても返還しない。
- (3) 研究事項を変更することはできない。変更する場合は、改めて出願の手続きをすること。
- (4) 3.出願手続(2)提出書類のうち ⑤大学の卒業証明書・学位授与証明書、⑥大学院の修了証明書・学位授与証明書、⑦大学の成績証明書、⑧大学院の成績証明書は、入学手続き時に原本（紙媒体）を提出すること（コピー不可）。  
なお、大学の原本証明のない証書のコピーは受理しない。
- (5) 現在、本学の修士又は博士課程に在籍している者が大学院外国人研究生に出願し、入学する場合でも、検定料、入学料は納付すること。
- (6) 大学院外国人研究生に対しては、通学定期及び学割の発行は認められない。
- (7) 大学院外国人研究生として適当でないと認められた者に対しては、退学を命ずることがある。
- (8) 東京大学では、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づいて「東京大学安全保障輸出管理規則」を定めて、技術の提供及び貨物の輸出の観点から、学生の受入れ前及び在学中に、厳格な安全保障輸出管理を行っている。特に外国人留学生及び一部の日本人学生については、受入れ前の審査を必須としている。従って、外為法上規制されている事項に該当する場合は、たとえ選考により受入予定者となっても入学が許可できない場合や、入学後の希望する研究活動に制限がかかる場合があるので注意すること。
- (9) 本研究科は、出願に当たって知り得た出願者の氏名、住所その他の個人情報については、①出願処理、選考実施、②選考結果発表、③入学手続業務のために利用する。また、入学した者については、同個人情報を①教務関係（学籍管理等）、②学生支援関係（健康管理、図書館の利用等）、③授業料徴収に関する業務のため利用する。なお、入学後に学外の研究機関で研究を行う者については、出願に当たって知り得た個人情報を当該研究機関での安全保障輸出審査のために利用する場合がある。

## 10. 問合せ先

新領域創成科学研究科教務チーム

電話：04-7136-4094    e-mail：[gsfs-exam@edu.k.u-tokyo.ac.jp](mailto:gsfs-exam@edu.k.u-tokyo.ac.jp)